

# 家庭ごみの分け方・出し方

問合せ 産業環境課 TEL 0574-54-2113

区分	ごみの分け方	出し方
<b>可燃ごみ</b>	残飯類、野菜くず等の生ごみ 繊維くず、紙おむつ、CD、ビデオテープ、カセットテープ、使い捨てライター、使い捨てカイロなど 木くず、剪定枝、角材等 プラスチック類の歯磨き粉、わさび、練がらし、マヨネーズ、ケチャップ、油類のボトルなど ※不要な使い捨てライターは、ガス抜きをしてから捨てましょう	●生ごみは十分に水を切ってください ●庭木などの生木は十分乾燥させてください ●直径3cm以下の角材などは長さ30cm以下にしてください
<b>不燃ごみ</b>	<b>金物類</b> 金属類(バケツ、傘、一斗缶、食用油缶、スプレー缶、その他食用缶以外の缶、包丁、カミソリ、ナベ、金属製のフタ、キャップなど) その他(ランドセル、スキー靴、ホットプレート、フライパンなど) ※指定袋に入る大きさのもの	●スプレー缶は必ず穴を開けてください ※風通しのいい屋外の火気のない場所で安全を確認してから中身をきちんと排出してください ●油缶、ペンキ缶などは中身を使い切ってください ●刃物等は包んでください
<b>粗大ごみ</b>	<b>ガラス類</b> コップ、化粧ビン、板ガラス、電球、食用油ビン、LED電球、コンパクト(鏡付き)など ※指定袋に入る大きさのもの	●ガラスの破片などは包んでください
<b>特別ごみ</b>	<b>乾電池</b> 使用済み乾電池(使い切りの充電できないタイプのもの)	●常設の回収ボックスへ電池のみ入れてください
<b>特別ごみ</b>	<b>小型充電式電池</b> ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー(機器本体)以下のマークが付いた電池です ●電気製品本体から充電式電池を取り出してください ●ショートする危険性がありますので、+極と-極の金属端子部にテープ等を貼って絶縁してください ●資源・特別ごみの収集日に回収ボックスへ入れてください	●資源・特別ごみの収集日に回収ボックスへ入れてください
<b>特別ごみ</b>	<b>蛍光灯</b> 蛍光灯、体温計、水銀式血圧計 ※電球は不燃(ガラス類)ごみで出してください	●割れたものは袋に入れてください
<b>特別ごみ</b>	<b>廃食用油</b> 使用済みの食用油(天ぷら油など) ※エンジンオイルなどの非食用油は混ぜないでください	●回収場所へ回収容器に入れてください ●できる限り冷却してください
<b>特別ごみ</b>	<b>陶器・ガレキ類</b> せともの、茶碗 瓦、ブロック片、コンクリート片、植木鉢	●陶器とガレキは、袋を分ける必要はありません。現在お持ちの袋は、そのままお使いいただけます ●石は入れないでください
<b>特別ごみ</b>	<b>小型家電</b> 小型家電に含まれている貴重な資源をリサイクルするため回収ボックスでの回収にご協力をお願いします。	●回収ボックスに入るものを回収(投入口縦15cm、横31cm) ※回収ボックスに入らないものは不燃ごみまたは粗大ごみとして出してください

区分	ごみの分け方	出し方
<b>資源ごみ</b>	<b>飲食用缶</b> ジュース缶、ビール缶、缶詰、お茶缶、お菓子缶、のり缶、ペットフード缶、一斗(180缶)の1/4の大きさまでの飲食用缶	●中身を空にしてください ●水洗いをしてください ●つぶさないでください ※アルミ缶、スチール缶を区別する必要はありません
<b>資源ごみ</b>	<b>飲食用ビン</b> ジュース、ビール、一升ビン、ワイン、ウイスキー、栄養ドリンク、コーヒー、錠剤等の飲食用ビン	●ふたを取ってください ●中身を空にしてください ●水洗いをしてください ※割れ目のビンは不燃ごみ(ガラス類)へ ※キャップの残りはラベルは取らなくても結構です
<b>資源ごみ</b>	<b>ペットボトル</b> ジュース、お茶、酒類、みりん、しょうゆ等のペットボトル ※ソース用や非食品用のものは回収しません	●キャップとラベルを取ってください ●水洗いをしてください ※キャップの残りは、取っ手は取らなくても結構です
<b>資源ごみ</b>	<b>食品トレイ</b> 食品トレイ、発泡スチロール	●水洗いをしてください ●ラベルやシールをはがしてください ※割れたものでも収集します
<b>資源ごみ</b>	<b>紙パック</b> 牛乳、ジュースなどの紙パック(内側がアルミ箔コーティングされていないもの)	●水洗いをしてください ●乾かしてください ●切り開いてください
<b>資源ごみ</b>	<b>プラスチック製容器包装</b> ●プラスチック製(パック・カップ類) 卵・豆腐のパック、野菜・果物のパック、プリンカップ、プラスチック製のトレイなど ●プラスチック製ボトル類 洗剤、シャンプー、リンス、調味料、乳酸菌飲料などのプラスチック容器 ●プラスチック製フタ類 ビン、ペットボトル、チューブなどのプラスチック製のフタ ●ポリ袋・レジ袋・ラップ類 インスタント食品・米・パン、生鮮食品などの袋、スーパーのレジ袋などでプラスチック製のもの ●プラスチック製ネット類 ミカン、玉ねぎなどのネットでプラスチック製のもの	●汚れているものは洗って乾かしてください
<b>資源ごみ</b>	<b>紙製容器包装</b> ●紙箱類 食品類の外箱、贈答品の化粧箱、菓子箱、ティッシュボックスなど ●紙袋類 デパートの紙袋、書店の紙袋など ●包装紙類 デパート・土産店等の包装紙など	●紙以外の材質のものは取って下さい ●箱類はたたんで、かさばらないようにしてください ●束ねて、ひもで結ぶか紙袋に入れてください
<b>資源ごみ</b>	<b>小型家電</b> 携帯電話端末、通信機器、タブレット端末、ラジオ、映像用機器、音声機器、これらの付属品	●補助記憶装置 ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード ●電子書籍端末等 電子書籍端末、電子辞書、電卓 ●計量用・測定用の電気機械器具 電子血圧計、電子体温計 ●据置型・携帯型のゲーム機、ミニ電子ゲーム機 カー用品 カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナー、カーオーディオ ETC車載ユニット、VICISユニット ●その他の小型電子機器等 ヘッドホン、イヤホン、ICレコーダー、補聴器 ●ハードウェア、ヘアアイロン、電気カミソリ、電気カミソリ洗浄機 電気バリカン、電動歯ブラシ、懐中電灯、時計等 ※電池(充電電池・乾電池など)は取り外してください

切り取ってご利用ください。

## ●ごみ収集日・集積場所

可燃ごみ	不燃ごみ (金物類)	不燃ごみ (ガラス類)	資源ごみ (ペットボトル・食品トレイ 紙パック・プラスチック製容器包装 紙製容器包装)
	資源ごみ (飲食用缶)	資源ごみ (飲食用ビン)	特別ごみ (蛍光灯・体温計・小型充電式電池)
収集日 毎週2回	収集日 偶数月1回	収集日 奇数月1回	収集日 毎月2回 ※油は廃食用油の回収日です
月曜日	令和2年 4月13日(月)	令和2年 5月18日(月)	令和2年 4月 5日(日) : 令和2年 4月19日(日)
木曜日	6月8日(月)	7月20日(月)	油 5月 3日(日) : 5月17日(日)
※祝祭日も収集します。(年末年始は下記のとおり)	8月11日(火)	9月7日(月)	6月 7日(日) : 油 6月21日(日)
12月28日(月) 収集最終日 12月31日(木) は収集しません 1月 4日(月) 収集初日	10月12日(月)	11月16日(月)	油 8月 2日(日) : 8月16日(日)
※指定袋には、必ず自治会名・氏名を記入してください。	12月7日(月)	令和3年 1月18日(月)	油 9月 6日(日) : 油 9月20日(日)
※朝8時までに集積所へ出してください。	令和3年 2月8日(月)	令和3年 1月17日(日)	油 10月 4日(日) : 10月18日(日)
可燃ごみ集積所	不燃ごみ集積所	回収場所 役場、東西公民館 ※午前9時～12時まで	油 11月 8日(日) : 11月22日(日)
		回収場所 役場、南公民館 ※午前9時～12時まで	油 12月13日(日) : 油 12月27日(日)
			油 2月 7日(日) : 2月21日(日)
			油 3月 7日(日) : 油 3月21日(日)

<b>陶器・ガレキ類</b> (せともの・茶碗・瓦・コンクリート)	収集日 年3回	令和2年 7月 2日(木) 11月 5日(木) 令和3年 3月 4日(木)	役場 北駐車場 ※午前7時～12時まで
--------------------------------------	---------	---	---------------------

<b>乾電池</b> (使用済み乾電池)	随時 回収箱常設	回収場所 役場、東・西・南の各公民館
-------------------------	----------	--------------------

<b>小型家電</b> (乾電池等を除く)	役場開庁時 回収箱常設	回収場所 庁舎内ロビー
--------------------------	-------------	-------------

## ごみ排出の注意事項

- 指定袋、シールには必ず自治会名・氏名を記入してください。
- 集積所へ出すごみは、朝8時までにしてください。(当日の朝出してください。)
- 新聞紙、雑誌、チラシ、段ボール、アルミ缶、牛乳パック等は、学校などが行う資源集団回収に出しましょう。
- ごみ袋の口は、ごみが漏れ出ないようにしっかりと縛って出してください。
- ごみはお住まいの自治会内の集積所へ出してください。

## 資源ごみの対象にならないもの (可燃ごみで出してください)

- 「プラスチック製容器包装」でないもの  
プラスチック製でも文具、おもちゃ、日用品などの製品・商品は対象になりません  
プラスチック製のペン、定規、筆箱、じょうろ、プランター、浮き輪、レジャーシート、くし、シャンプー等のポンプ部分、洗面器、風呂用イス、バケツ、ハンガーなど
- 「プラスチック製容器包装」でも中に異物が付着して洗えないもの  
歯磨き粉、わさび、からし、マヨネーズ、ケチャップなどのプラスチック製のチューブ、油性のボトルなど
- 「紙製容器包装」ではないもの  
※ダンボール製品で作られているもの

## ●町では収集しないごみ

区分	ごみの分け方	出し方
<b>家電リサイクル品</b>	エアコン、テレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電販売店又は町許可業者にお問い合わせください。 許可業者 小森産業 ☎54-1283 橋本 ☎63-1111
<b>粗大ごみ</b>	個別収集品(150cm×80cm×60cmを越え 230cm×130cm×80cm以下のもの) スプリング入りマットレスなど	随時、町許可業者へ直接電話連絡してください。 許可業者 小森産業 ☎54-1283 橋本 ☎63-1111
<b>処理困難物</b>	バッテリー、タイヤ、ホイール、消火器、医療系廃棄物、ガスボンベ、農機具、耐火金庫、ドラム缶、浴槽など	購入した販売店、専門処理業者もしくは町産業環境課にご相談ください。 ※注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へお持ち込みください。
<b>事業系ごみ</b>	商店、工場、病院、飲食店等の事業所から排出される廃棄物	町許可業者による収集運搬又は直接さゆりクリーンパークへ搬入(有料)してください。(事業用指定ごみ袋を使用してください) 許可業者 小森産業 ☎54-1283 橋本 ☎63-1111
<b>家庭系パソコン</b>	デスクトップパソコン(本体)、パソコン用ディスプレイ(小型家電に該当しないもの)	○パソコンメーカーがわかる場合 →直接メーカーに回収の申込みをしてください。 ○パソコンのメーカーがわからない場合 →パソコン3R推進協会に申込みをしてください。 03-5282-7685 URL http://www.pc3r.jp/
<b>自動二輪車</b>	バイク(原付～大型)の回収・処理を行っていません。国内メーカー等16社が国内で販売したバイクは、「二輪車リサイクルシステム」で処分してください。(リサイクル料金は不要です。)	詳しくは、二輪車リサイクルコールセンター(050-3000-0727)へお問い合わせ。または、http://www.jarco.jp/motorcycle/へアクセスしてください。 許可業者 小森産業 ☎54-1283 橋本 ☎63-1111

## ●指定ごみ袋販売料金

ごみ袋	可燃ごみ袋		不燃ごみ袋		資源袋		陶器類用袋	粗大ごみシール
	(大)1組	(小)1組	(大)1組	(小)1組	(大)1組	(小)1組		
販売料金表	300円	200円	300円	200円	300円	100円	1枚100円	1枚500円

○取扱店(一部の取扱店では、不燃ごみ袋(小)、資源ごみ袋(小)、陶器類用袋を扱っていません)

富加町役場 住民課	ミニストップ 富加町羽生店	家電サポートいまい
めぐみの農業協同組合 富加支店	コメリ ハード&グリーン 富加店	ミニストップ 富加町大平賀店
たつみや酒店	ゲンキー 富加店	ファミリーマート 美濃加茂伊深店
多治見商店	パロー 富加店	ファミリーマート 美濃加茂富加店
Kライス米寿庵	Vドラッグ 富加店	

## 生ごみ処理機等の購入に補助金が出ます!

- 補助対象の要件
  - ・購入者が町内に住所を有している個人であること
  - ・設置する場所及び処理後に有している個人を確保できる場所を確保できるものに限る。
- 補助金額
  - ・補助金額は購入金額の1/2(100円未満端数切捨)です。
  - ・処理機の種類によって補助限度額が異なりますので、ご注意ください。
- 補助対象となる生ごみ処理機等
  - ・コンポスト容器方式 底層がなく、水分が地中に浸透し、悪臭、病虫等を発生させない構造及び材質のもの。
  - ・密閉発酵容器方式 ボタン・肥料専用容器で密封できるもの。
  - ・機械器具方式 電気等の動力を利用したもの。
  - ・粉砕機 電気等の動力を利用し、剪定した小枝、葉等を粉砕するもの。
- 補助金の申請に必要なもの
  - ・補助金交付申請書 請求書 機器を購入したときの領収書(日付・機種名が記入されたもの) 保証書 印鑑
- 補助金額の交付は、年間一帯につき1基(密閉発酵容器は2基)を上限とする。